

岐阜県公報

号外(土) 令和八年四月一日

目次

告示

岐阜県表彰規程の一部改正	(秘書広報課)	一
辞令書その他任免に関する書類に使用する知事印の改刻の一部改正	(人事課)	一
岐阜県職員証に使用する知事印の改刻の一部改正	(同)	一
公金事務の委託	(税務課)	二
指定納付受託者の指定	(地域振興課)	二
公金事務の委託	(同)	二
岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の一部改正	(廃棄物対策課)	三
岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程の一部改正	(農政課)	三
道路の区域決定	(道路維持課)	三
道路の区域変更	(同)	四
道路の供用開始	(同)	五
指定納付受託者の指定	(出納管理課)	六
公金事務の委託	(同)	六
統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正	(希望が丘こども医療福祉センター)	七
公金事務の委託	(同)	七
指定納付受託者の指定	(岐阜関ヶ原古戦場記念館)	七

告示

岐阜県告示第百二十三号

岐阜県表彰規程(平成十一年岐阜県告示第七百三十九号)の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

別表中「秘書広報統括監 総務部長」を「知事公室長」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県告示第百二十四号

辞令書その他任免に関する書類に使用する知事印の改刻(平成二十九年岐阜県告示第五百八号)の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

二中「岐阜県総務部人事課長」を「岐阜県知事公室人事課長」に改める。

岐阜県告示第百二十五号

岐阜県職員証に使用する知事印の改刻(平成二十九年岐阜県告示第五百九号)の一部

を次のように改正する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

二中「岐阜県総務部人事課長」を「岐阜県知事公室人事課長」に改める。

岐阜県告示第二百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により
公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区 大手町二丁目三番一号	県税及び特別法 人事業税に係る 徴収金	令和八年 四月一日	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日 まで
一般社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二 六四八番地の二	自動車税に係る 徴収金	同右	令和八年四月一日から 令和九年四月七日まで

岐阜県告示第二百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により
指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三 丁目一番一号	令和八年四月一日	ふるさとぎふ振興 寄付金に係る寄附 金	令和八年四月一日 から令和九年三月 三十一日まで
株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目一 二番地	同右	同右	同右
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁 目一番一号	同右	同右	同右
Paypay株式会社 東京都千代田区紀尾井 町一番三三号	同右	同右	同右
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一 丁目一四番一号	同右	同右	同右
アソビユー株式会社 東京都品川区大崎一丁 目一番二二号	同右	同右	同右
GMOペイメントゲートウェイ株式会社 東京都渋谷区道玄坂一 丁目一番三三号	同右	同右	同右

岐阜県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により

公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ゆづり銀行 東京都千代田区大手町二丁目三番一号	ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金	令和八年四月一日	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百九号

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二十一年岐阜県告示第七七七号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

第八条第二項中「知事又は各県事務所長」を「県事務所長又は岐阜地域環境事務所長」に、「知事等」を「県事務所長等」に改める。

第九条第一項及び第四項から第六項まで、第十一条第四項及び第五項並びに第十二条第一項及び第四項中「知事等」を「県事務所長等」に改める。

様式第九号、様式第十号、様式第十二号から様式第十四号まで及び様式第十七号中

「添付書類」を「添付書類」に改める。
（「県事務所長」を「岐阜地域環境事務所長」に改める。）

附則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県告示第二百十号

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程（昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

第四条の表黒毛和種種雄牛の精液の部後代検定が終了した黒毛和種種雄牛（以下「特別牛」という。）の項中「一、三八〇」を「一、九八〇」に改め、同部特別牛の中で優秀なもの（以下「特優牛」という。）の項中「二、〇四〇」を「二、六四〇」に改め、同部特別牛又は特優牛以外のものの項中「九四〇」を「一、五四〇」に改め、同表体外受精卵の部中「七、七五〇」を「八、三五〇」に改め、同表広域後代検定事業に係る共同利用種雄牛として県外利用される精液の部中「四、〇六〇」を「四、六六〇」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	山勝田山線	加茂郡坂祝町深萱字沢渡一番七地先から同郡同町勝山字前田九三番三地先まで	六・四 三三・八	八三・〇	

県道	坂富 祝加線	同 郡坂祝町勝山字前田 九三番三地先まで	後	四・七 一六・〇	二・九五・〇	
		加茂郡富加町羽生字向井 二〇四一番三地先から				
		同 郡坂祝町黒岩字林前 一五二番三二地先まで				

岐阜県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道路の種類	川美 濃 辺線	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
		加茂郡川辺町中川辺字大 谷一七三五番一 地先から	A	三・〇 五・七	一〇〇・〇	A及びBは関係図面に示す敷地の区分をい
		同 郡同 町同 地先まで	前	八・二 四・一	二七・〇	
		加茂郡川辺町中川辺字大 谷一七三五番一 地先から	B	八・二 四・一	二七・〇	
		同 郡同 町同 地先まで	後	八・二 四・一	二七・〇	

岐阜県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道路の種類	恵那 八百津線	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
		恵那市飯地町字川端一六四〇 番二地先から	三・四・〇	令和 八・四・一	令和 八・四・一
		同 市同 町字同 一六八二 番二地先まで			

岐阜県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）

県道				
揖斐川庄線	揖斐郡大野町大字加納字上新田揖斐川左岸堤防敷地先(八五〇番)から	三六〇・八	令和 八・四・一	平成 三〇・三・三 令和 八・四・一
	同 郡揖斐川町清水字兵庫野一〇八三番地先まで			

岐阜県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	山勝田山線	加茂郡坂祝町勝山字見城寺四一八番一地先から 同 郡同 町同 字沢渡五二七番一地先まで	二五七・〇	令和 八・四・一	平成 三〇・三・三 令和 八・四・一
		加茂郡坂祝町深萱字沢渡一番七地先から 同 郡同 町勝山字前田九三番三地先まで	八三〇		

岐阜県告示第二百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

より指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る蔵入等	指定納付受託者に蔵入を納付させる期間
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号	令和八年四月一日	岐阜県オンライン申請システムの種類手続における申請手数料等	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した蔵入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地	税外収入に係る収納金	令和七年十二月十二日	令和七年十二月十二日	令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百二十一号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示(令和七年岐阜県告示第九十五号)の

一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

別表県民ふれあい会館出張所の項中「岐阜県税事務所」の下に「岐阜地域環境事務所」を加える。

岐阜県告示第二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ソラスト医療事業本部 東京都港区港南二丁目一五番三三号	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターにおける診療費等の窓口収納金	令和八年一月三十日	令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区神田小川町三丁目一番地	令和八年三月九日	岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年岐阜県条例第二十四号）第三十二条第一項に規定する入館料	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社